

新はつらつ職場づくり宣言は、2つの条件を満たせば

「再宣言」ができます！

条件その1

前回の宣言（登録日）から
3年以上経過している

条件その2

宣言の内容を見直す

宣言項目を別内容と**入れ替える**
宣言の内容（水準等）を**変更**する
宣言項目を**追加**する

カスハラ対応

男性育休促進

エンゲージメント向上

.etc

時代に合わせて、**リニューアルしてみませんか！**
登録証・宣言書は、新しい「額」で進呈します！

※ぎふ働き方改革推進支援センターは再宣言を支援します（裏面参照）。



専門家による無料出張相談申込票

ぎふ働き方改革推進支援センター 宛

E-mailの方は、gifu@workstylereform.netへ下記内容をお送りください。



058-201-2471

申込日: 年 月 日

[illegible]

ご記入いただいた個人情報 は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町2丁目5番地 國井ビルディング5階

☎ 0120-226-311 📠 058-201-2471 ✉ gifu@workstylereform.net
ぎふ働き方改革推進支援センター